

答申第 260 号

平成 17 年 4 月 18 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 9 月 12 日付けで諮問された生涯スポーツ振興費補助金に係る文書一部非公開の件(諮問第 205 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

生涯スポーツ振興費補助金に係る支出命令票のうち、特定の特定非営利活動法人の口座名義人の名称は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成13年8月7日付けで、平成12年度生涯スポーツ振興費補助金に係る文書(以下「本件請求文書」という。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第2号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 最高裁判例のとおり、金融機関の通帳に関する情報の公開は、認められるべきである。

ウ 公金横領等の疑いを解明する裏付けにするために本件請求文書の公開請求を行ったものであり、公開を強く求める。

エ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関(教育庁教育部スポーツ課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書(以下「本件行政文書」という。)は、生涯スポーツ振興費補助金に係る支出命令票である。

(2) 一部非公開部分について

本件行政文書のうち、特定の特定非営利活動法人(以下「本件法人」と

いう。)の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件口座情報」と総称する。)は、公開することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開とした。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 当審査会が確認したところ、本件行政文書には、補助金の振込先として本件口座情報が記載されていることが認められる。

したがって本件口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。

しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件口座情報の管理状況について検討する。

(ウ) 本件口座情報は、本件法人が神奈川県知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定する趣旨で記載されたものであり、補助金の交付申請という文書の性格等を考慮すると、

本件口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認している特段の事情は認められない。

したがって、本件口座情報のうち、本件行政文書の他の部分において既に公開されている口座名義人の名称を除く部分については、これを公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

本件口座情報は、前記アで述べたとおり、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。

(3) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)エの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 9 月 12 日	諮問
9 月 26 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 4 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
10 月 11 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 17 年 3 月 9 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
3 月 18 日 (第 44 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成17年4月18日現在)(五十音順)